

奨励金の制度内容改正について

平成26年度より、大和高田市商工業振興促進条例に基づき、市内で新たに商工業施設を設置する（増設・移転を含む）事業者に対して「施設設置奨励金」と「雇用促進奨励金」を交付しています。

この度、令和2年12月議会において「大和高田市商工業振興促進条例」を「大和高田市企業誘致促進条例」として改正し、奨励金の対象業種や要件等を一部見直しました。

なお、新たな奨励金制度は、**令和3年4月以降に申請のあった事業者に対して適用**されます。

〈事業所設置奨励金〉

	改正前	改正後（R3.4～）
条例名称	商工業振興促進条例	企業誘致促進条例
対象業種	商業・工業等施設	全業種 ※一部要件あり
要件	投下固定資産額 3,000万円以上	投下固定資産額 3,000万円以上 (中古物件も対象)
区分	新設・増設・移転	新設・増設・移転 ※事業規模を拡大する目的であれば、 既存事業所の建て替え等も対象とする。
交付額	建物及び償却資産の固定資産税額の5割相当額を5年間	

〈雇用促進奨励金〉

対象事業者	事業所設置奨励金の該当事業者で、開業日の90日前後の間に、市内在住者を正規従業員として雇用し、1年以上継続雇用している者
交付額	従業員1人につき20万円（1回限り）